

管内のフォークリフトの 接触災害 無資格運転による災害が多発！

最近の三次労働基準監督署管内の フォークリフト災害の事例

建設業

フォークリフトで大型の機械を運搬する際、誘導者がフォークリフトと機械の間に立って誘導していたところ、前進したフォークリフトと機械の間に挟まれた。

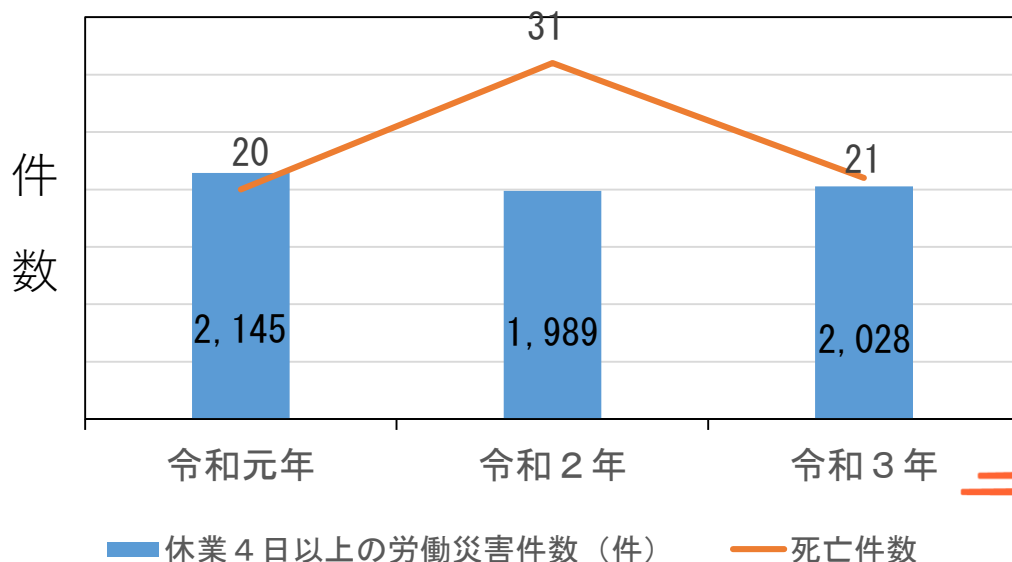
製造業

無資格者がフォークリフトを運転していたところ、一緒に作業をしていた労働者がフォークと荷の間に挟まれた。

製造業

フォークリフトを後進させていたところ、通路で作業をしていた被災者に気付かず、被災者の足を轢いた。

フォークリフトの災害発生件数（全国）



フォークリフトの労働災害防止のポイント

まずは、運転資格の確認！

持っている資格を確認しましょう！

最大荷重 1 t 以上のフォークリフト…**技能講習**

最大荷重 1 t 未満のフォークリフト…**特別教育**

※事業者（代表）、個人事業主も運転には資格が必要です！



作業計画の策定！

フォークリフトを用いて作業を行う時には、

フォークの能力、走行する場所の地形、荷の種類等に考慮した**作業計画**を作成しましょう。

作業計画には、**作業指揮者**を定め、計画を守りましょう。



フォークリフトとの接触防止を講じましょう！

フォークリフトとの**接触を防止**するため、

フォークリフトと**接触する危険性がある箇所は立入禁止**

フォークの下やフォークに支持された**荷の下**の立入禁止

運転者がフォークリフトから離れる場合、**フォークを最低降下位置に置く**

などの対策を講じてください。

用途外使用の禁止

フォークリフトを、荷の吊り上げや、労働者の昇降

など、**主たる用途以外の用途**に使用してはいけません。



定期的に点検が必要

フォークリフトは、

毎年 特定自主検査（フォークリフトの点検資格を有する者）

毎月 自主検査

毎日 作業開始前点検

が必要です。